

○個人情報保護委員会告示第 号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり定め、平成二十六年二月三日特定個人情報保護委員会告示第一号は、廃止する。

平成二十八年 月 日

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

東京都港区赤坂一丁目九番十三号 三会堂ビル八階 個人情報保護委員会事務局総務課内

○個人情報保護委員会告示第 号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「法」という。）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、個人情報保護委員会の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務について委任を行うこととしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示し、平成二十六年二月三日特定個人情報保護委員会告示第二号は、廃止する。

平成二十八年 月 日

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

個人情報保護委員会委員長の所掌に係る法第二章に定める権限又は事務については、個人情報保護委員会事務局長に委任すること。

二 委任の効力の発生する日

平成二十八年 月 日

○個人情報保護委員会告示第 号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「法」という。）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第一項の規定に基づき、個人情報保護委員会委員長の所掌に係る法第二章から第四章まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務について委任を行うこととしたので、同令第二十二條第三項の規定に基づき、次のとおり告示し、平成二十六年二月三日特定個人情報保護委員会告示第三号は、廃止する。

平成二十八年 月 日

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

個人情報保護委員会委員長の所掌に係る法第二章から第四章まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）

に定める権限又は事務については、個人情報保護委員会事務局長に委任すること。

二 委任の効力の発生する日

平成二十八年

月

日